

大津市環境基本計画（第3次）中間見直し支援業務 仕様書

- 1 委託業務名 大津市環境基本計画（第3次）中間見直し支援業務
- 2 委託期間 契約締結日の翌開庁日から令和9年3月31日まで
- 3 業務内容 令和4年度から令和12年度までを計画期間とする「大津市環境基本計画（第3次）」（以下「環境基本計画」という。）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく大津環境人を育む行動計画、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づく環境にやさしい大津市役所率先実行計画及び、温対法、生物多様性基本法及び気候変動適応法に基づくアジェンダ21おおつを包含しており、本業務は、これらの中間見直しに係る作業全般の支援、環境基本計画の中間見直し案の作成、関連諸調査及び資料の作成等を行うものである。
- (1) 基礎的調査等
- ア 社会情勢調査
環境基本計画策定時以降の環境問題に関する社会情勢の変化について整理する。
- イ 地域概況・環境現況調査
本市の概況及び環境の状況について整理する。既存資料調査を基本とする。
なお、温室効果ガス排出量の推計については、令和7年度の大津市役所及び令和5年度の大津市域における排出量の推計を実施するものとし、算定方法は地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）及び別紙「温室効果ガス排出量の推計に係る手順」に従うものとする。
- ウ 現行計画の進捗状況の調査
市において基礎調査を実施した結果を基に現行計画の進捗状況について整理する。
- エ 環境意識調査結果の分析
環境に関する市民及び事業者の意識について、令和7年度に本市が実施した環境意識調査結果（市民・事業者）及びその他関係者意見を踏まえ、環境基本計画の中間見直しに向けた関連事項を整理する。
- オ 課題等の抽出、整理
アからエまでの調査の結果から本市の環境特性を把握し、課題等を抽出するとともに、環境基本計画の見直しに向けて、各章及び記載内容ごとに見直しの方向性を整理し、資料を作成する。
- (2) 環境基本計画中間見直し（案）の作成
次に掲げる検討等を踏まえ、環境基本計画中間見直し（案）を作成する。作成に当たっては、市民及び事業者にとって身近な計画となるよう、簡潔な文章やイメージ図の挿

入を心がけること。また、現計画の全体イメージに沿ったものとし、SDGsとの関連について示すこと。

ア 目指す環境像及び基本目標の評価・見直し

現計画における目指す環境像及び基本目標について、達成状況等を踏まえた評価及び必要に応じて修正、追加案を検討し、整理する。

イ 指標の設定

各基本目標の達成状況を整理し、成果状況等を踏まえた評価及び必要に応じて修正、追加案を検討し、整理する。

なお、「脱炭素」については、大津市域での現状趨勢ケースでの温室効果ガス排出量の将来予測（2030年度まで及び2050年度まで）を行う。

ウ 基本目標の達成に向けた取組の検討

最新の指標の進捗状況や取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行計画の基本目標の達成状況や取組の妥当性について評価、整理するとともに、追加の取組等を検討・提案する。

エ 大津市環境配慮指針の整理

最新の指標の進捗状況や環境を取り巻く社会変化等を踏まえ、市民の日常生活又は事業者の事業活動においてよりどころとなる環境に配慮すべき指針の見直し内容案を検討し、整理する。

オ 進行管理方策の検討

計画を着実に推進していくための推進体制及び進行管理の手法について検討する。

カ 環境基本計画中間見直し（案）の作成

各検討の結果をとりまとめて、環境基本計画中間見直し（案）及び、新旧対照表等を作成する。また、内容を分かりやすくまとめた概要版を作成する。

(3) 環境審議会等の支援

ア 環境審議会等の運営支援

大津市環境審議会及び大津市環境施策推進本部への出席及び会議資料案、会議記録の作成を行う。なお、各会議への出席は、本市が依頼した場合に限る。

イ パブリックコメントの実施支援

本市が実施するパブリックコメントで寄せられた意見を取りまとめ、回答案を作成する。

(4) 環境基本計画中間見直し（最終案）の作成（資料編を含む。）

パブリックコメントでの住民意見等を反映し、環境基本計画中間見直し（最終案）及び、新旧対照表等を作成する。また、内容を分かりやすくまとめた概要版を作成する。

なお、資料編の作成にあたっては、現行計画の資料編を参考にしながら、(1)基礎的調査において作成した資料を活用して作成すること。

(5) 打ち合わせ協議

業務の遂行に必要な事項について隨時、本市と協議を行うとともに、協議録を作成す

る。

(6) その他

環境基本計画に関連する主な計画は次のとおりであり、本業務においてはこれら計画と環境基本計画中間見直しとの整合性を図るものとする。

- ア 大津市総合計画
- イ 大津市都市計画マスターplan
- ウ 大津市緑の基本計画
- エ 大津市景観計画
- オ 大津市歴史文化基本構想
- カ 一般廃棄物処理基本計画

4 業務管理

(1) 実施体制

次のア及びイの両方を満たす技術者を1名以上配置すること。

ア 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（建設、衛生工学又は環境に限る。）、建設部門、衛生工学部門又は環境部門）の資格を有する者

(イ) 建設コンサルタント登録規程により、「都市計画及び地方計画部門」又は「建設環境部門」の登録に係る技術管理者として国土交通大臣に認定された者

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（公告日現在において3か月以上）にある者であること。

(2) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成すること。当該実施計画書には、業務工程及び実施体制を含めること。

5 提出書類等

(1) 着手時

- ア 業務着手届
- イ 実施計画書
- ウ 配置技術者の資格を証する書類の写し

(2) 業務完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果物
- ウ 業務に関わる資料等

6 成果物

- ・業務報告書 2部
- ・環境基本計画中間見直し（製本版） 2部

- ・環境基本中間見直し概要版 2部
P D F データ及びワード等データ
- ・その他各種調査とりまとめ資料及び関連資料 一式
- ・上記内容を記録した電子媒体 1部 (C D - R 等)

7 留意事項

- (1) 受託者は、本市と常に綿密な協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 業務遂行中に知り得た事項等については、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。
- (3) 業務において、委託者から提供された個人情報が記録された資料等について、承諾なしに複写、又は複製してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての業務委託の遂行に支障が生じない範囲で、本市の了承を得た上で、本業務の一部を再委託することができる。
- (5) 本仕様に定めのない事項については、その都度、協議して定めることとする。

様式第1号

令和 年 月 日

滋賀県警察
大津市長

不当介入

不当要求
業務妨害

事案通報書

署長様
様

(報告者)

※ 取扱い警察署	滋賀県	警察署 課
-------------	-----	----------

受注者	所在地	(本社) (現場事務所)	電話() FAX()	— —	
	名称				
	代表者	(現場事務所の代表者)			
	通報者等	(通報者の職・氏名)	電話() —		
		(対応者) 所属会社名	電話() —		
		氏名			
役職					
不当介入の行行為者	住所	電話() FAX() —			
	所属				
	役職				
	氏名				
発生日時 ・場所	令和 年 月 日 時 分頃				
	〔元請・下請〕(下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話() FAX()	— —	
工事件名					
不當介入の内容・被害の状況					
警察への通報の状況	(警察への通報) 有・無				
	(通報先警察署)		滋賀県	警察署 課	
	(通報日時)		令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要事項を記入した上、所轄警察署刑事課（刑事第二課）宛てに電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署宛てに送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不當介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受注者（元請負人）が聴取をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。

温室効果ガス排出量の推計に係る手順

大津市域から排出された温室効果ガス総排出量を次に定める手順に従って推計すること。

(1) 基礎情報の収集

温室効果ガス排出量の推計に必要な情報（以下「基礎情報」という。）を収集する。情報は可能な限り、国、地方公共団体、その他公的機関等による公表値、統計値などの根拠が明らかで信頼性の高いものを用いるとともに、全ての情報について出典を明らかにすること。

(2) 温室効果ガス排出量の推計

大津市域から排出された温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質）を対象とし、それぞれ部門（産業（製造業、建設業、鉱業、農林水産業）、民生家庭、民生業務、運輸（自動車、鉄道等）、廃棄物、工業プロセス）毎に推計し、総排出量を求める。推計に当たっては、最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編等を踏まえつつ、本市が行った過年度の算定方法との整合性が保持できる手法を検討すること。

(3) 温室効果ガス推計排出量の解析

推計した温室効果ガス排出量について、部門毎の温室効果ガス排出状況及び総排出量の特徴（例：エネルギー消費状況の特徴、交通部門の内訳の特徴、過年度調査結果及び他都市との比較、本市が取り組んだ事業に対する影響等）について解析すること。解析に当たり、必要な社会状況の変化等必要な調査も合わせて行うこと。

(4) 報告書作成

報告書作成に当たっては、本市が基礎情報から排出量までの計算過程を確認できるようにすること。加えて、本市が基礎情報を変更することにより、変更後の計算結果を得ることが可能となるように Microsoft Excel 等にて、取りまとめること。

また、内容をわかりやすくまとめた概要版を作成すること。